

令和6年

総務委員会会議録

とき 令和6年4月23日

品川区議会

令和6年 品川区議会総務委員会

日 時 令和6年4月23日(火) 午前10時07分～午前11時12分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 せりざわ裕次郎 副委員長 塚本よしひろ
委員 澤田えみこ 委員 大倉たかひろ
委員 須貝行宏 委員 松本ときひろ
委員 石田秀男

欠席委員 委員 中塚 亮

出席説明員 堀越 副 区 長 久保田 企画部長
崎村 企画課長 加島 財政課長
吉野 税務課長 柏原 区長室長
勝亦 総務課長 大澤 区議会事務局長

○午前10時07分開会

○せりざわ委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、議案審査および委員長報告についてを予定しております。

また、中塚委員より、本日の委員会に欠席の旨、連絡がありましたことをお知らせいたします。

本日も、効率的な委員会運営にご協力よろしく願いいたします。

1 議案審査

(1) 第42号議案 専決処分の承認を求めることについて

○せりざわ委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

(1)第42号議案、専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉野税務課長

それでは、私から、第42号議案、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

資料の「品川区特別区税条例の一部を改正する条例」に係る専決処分についてをご覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、4月1日に施行されました。本件は、この改正のうち、本区で同日に施行する必要がある内容について、4月1日付で専決処分により、品川区特別区税条例の一部を改正することのご承認を求めます。

項番1、概要および改正内容についてでございます。

①令和6年度の税制改正大綱にて定額減税の実施が決定され、定額減税4万円、内訳としまして、所得税3万円、住民税1万円が実施されることとなりました。令和6年度分の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者に対し、住民税においては、個人住民税所得割額から納税者本人および配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の特別税額控除を行う規定を整備したものでございます。

次に、②令和6年1月に発生しました能登半島地震の被災者の方に対して、災害による住宅や家財等の資産に損失が生じた場合、令和6年度分の住民税において、その損失の金額を雑損控除の対象とすることができる特例の規定整備を行ったものでございます。

次に、改正内容でございます。国より示された準則に基づきまして、別紙の新旧対照表のとおり、条例の一部改正の規定整備を行ったものでございます。別紙の新旧対照表ですけれど、少し分かりにくい内容となっておりますので、順次ご説明させていただきます。

まず、2ページです。制定附則第2条の5は、能登半島地震の災害に係る損失を令和5年中の損失としてみなし、令和6年度の住民税賦課におきまして例外的な適用を図り、被災者の方の軽減を図るものです。

次に、3ページ、第3条の7におきましては、合計所得金額1,805万円以下の方を対象に、改正地方税法に規定した1万円を本人と扶養親族人数に乗じた額を納税義務者の令和6年度所得割の額から控除するものであります。

次に、4ページ、第3条の8は、普通徴収に関する減税を1期分より控除し、1期で控除し切れなかった分は2期以降の税額から控除を順次適応させていく旨が規定されたものであります。

次に、6ページ、第3条の9では、年金所得に関して10月分以降の天引きにおける減税適用を規定したものでございます。まず、本年満65歳を迎える方におきまして、10月より新規に開始する年金特別徴収の前に、普通徴収1期と2期、年税額2分の1相当額を賦課されることとなります。この場合、普通徴収1期から減税を適用し、控除し切れなかった場合には2期、そして、10月支給、次いで12月、2月と各期で順次控除する規定となっております。

また、9ページの第3条の9の第3項の規定におきましては、既に年金の特別徴収を継続されている方で、66歳以上の方の規定となっているものです。最初に10月分の支給月から減税分が控除され、控除し切れないものに関しましては12月、2月分と各期で順次、控除していく旨が規定されております。

最後に10ページ、第3条の10におきましては、令和7年度の減税適用を設けた規定となっており、合計所得金額1,000万円の所得割から適用する内容となっております。こちらは、令和6年度の住民税賦課におきましては、納税義務者からの申告が別途必要となり、令和5年中に対象配偶者を捕捉することが困難である点から、令和6年中の扶養状況を確認した上で、翌年度の減税を講じることとしたものでございます。

資料にお戻りください。

次に、項番3、施行期日ですが、令和6年4月1日でございます。

最後に項番4、専決処分とした理由でございますが、令和6年度賦課決定に関わる特例措置であるため、5月の当初賦課決定前に施行する必要があるため、改正地方税法の公布、同年3月31日から、当該施行、同年4月1日まで、時間的に余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分を行ったものでございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○石田（秀）委員

よく分からないのですが、定額減税するというのは分かったのですが、専決処分も分かったのですが、こういうときはこうするとか今ご説明していただいたのですが、区の立場として、これをやってもらうのはやってくれと、国はそれでいいのですが、お金も出しているのですが、事務手数料とか事務量が、非常にかかるわけではないですか、多分。大変そうだなと、感覚ですけど、これは非常に大変なのかどうかというのを教えていただきたい。

では、これだけ事務をやってくれるというので、仕事だから、もちろんそれでやらざるを得ないけれど、こういうことというのはもっと簡単にできないのかという思いなどがあれば、どこかで誰かが言わないと、こういう難しくやれよというのはいいいのだけれど、分からないですよ、簡単なかもしれないけれど、私が思うにはもう難しく、全くこの項目なんかよく分からないけれど、こういう何か言いたいことがあればぜひ、それを言っていたら。

いや、多分我々がこれを、国などに伝えないと、こういうこといっぱい言われていますよというぐらい言わないと、ただ、仕事だからいいという話でもないような気がしているので、区の職員の方々の苦勞を考えると、こういうこともよく考えてやれよというぐらいいいことは、言えるのか言えないのかというのも含めてぜひ言っていたら、伝えますので、ぜひよろしく願います。

○吉野税務課長

すみません、事務手続ですけれども、やはり、当初から税の構成とかいろいろ、その都度その都度ありますので、そういった意味でいきますと、事務量というのはすごく多くなります。かつ、調整給付という形のものになりますので、令和7年度にも及ぶような形になるのです。なので、そういった意味でいくと、確定申告などが終わった後にさらに、令和6年度の処理をしなければならないというところでは、すごく事務量は多くなります。

○石田（秀）委員

1つだけ。そうすると、今言ったように、確定申告は私もやっているけれど、皆さんいろいろ、区民の方々によって税額でやるところになってしまうのです。だからよほど給付でやってくれたほうがいいというふうに思うのだけれども、それは職員の立場でなかなか言えるのか言えないのか分からないけれど、ぜひそういうふうにしてほしいという希望があれば、もっと事務量は多分減ると思うし、そこら辺の感覚というのはどうですか。

○吉野税務課長

私どもとしましては、給付金という部分では、幾つか、既に始まっているものもありますので、今回は、いわゆる課税がかかっている方たちが対象というところになりますので、粛々と進めていきたいと思っております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○松本委員

なかなか、国との関係なので難しいところがあると思います。今回、定額ということもあって、ちょっとまた、大変なのかなと予測するところで、定率の減税であれば、今回定額ですね、でも定率減税というやり方も多分あって、それは単純に税額を変えるということで、それであれば、過去にも恒常的な税額の変更というのはあり得ると思うのですけれども、定額と定率で事務手続きというのはある程度量として変わり得るのか、そこの部分の、これは石田秀男委員が先ほどおっしゃられたとおりで、国に伝えるときに、今回、定額と定率で両方選択肢はあったと思うのですけれども、国は定額を選んだ。定率にすると、所得が低い方たちはあまり利益がないからとかというので、今回定額になっている部分もあると思うのですけれども、では事務手続きというところで考えたときに、定額と定率で事務手続きあるいは事務量で違いがあるのか伺っておきたいと思います。お願いします。

○吉野税務課長

どちらにしましても、システムの改修というのは必要になってきます。定率であれば、そこの部分を改修してというところではありますけれども、今回の定額ですが、全て控除とかが終わった後、最後に減税するというようなものになりますので、どこでやっていくかの差かなと思っております。先ほどちょっとお伝えしたのですが、やはり税の修正の更正が都度都度ありますので、そういった意味でいきますと、事務手続きというところではそれほど変わらないのかなと思っております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○塚本副委員長

今までの、要するにこの手続きの大変さみたいなものに関連しているのですが、今回これは一応、令和6年度の特例措置というふうになっているのですが、また景気が大変で、もう1回やろうよという話が、同じようなことを令和7年度でもやろうみたいになると、どうなのですか、改正というのは、条例

の改正とかも同じようにやらなければいけないのか、ここで改正しておく、次、2回目、3回目みたいなものは、区の決定だけ、区の手続きとか事務だけでできるという話なのか、どうなるのかというのを教えてください。

○吉野税務課長

今回の税改正はやはり令和6年度というところでの規定がされておりますので、もし、令和7年度もということであれば、同じように改正をして対応しなければいけない形になると思います。

○せりざわ委員長

ほかに。

○須貝委員

すみません、何度も説明されているのですが、これは令和6年度ですから、先ほどお話を聞きしましたけれど、やはり確定申告している方は、それから計算して定額減税を行うという形で、本来なら、令和5年度がもう終わって、確定申告が終わって、データが区には来るのですが、これからということは、確定申告している人に対しては1年先ということになるのですよね。

そうすると、急ぐというのはそういう意味合いもあったのでしょうかけれど、その割には、この額でといったら、国に対してちょっと私は意見を言うてしまうのですが、この定額とは低い額の定額減税で、何かこれで効果があるのかなと逆に思ったのですけれど、実際、多くの区民の方にその定額減税の恩恵を被るのは、確定申告をやっている人は来年度、あと本年度から定額減税されていく人も相当数出ることなのですか、そういうふうに考えていいのでしょうか。

○吉野税務課長

今回は、委員ご指摘のとおり、早めてやるということになりますので、令和6年度の所得がまだ決まっていないということで、令和5年度のものを横引きしまして、それでまず、一度計算をします。そこで減税しまして、最後に、確定申告のところで調整し、そこで変えます。

○須貝委員

本当に大変な、二重に作業があるのですが、こういうふうに、都から補助金は出ますけれど、この額ではまた、収まらないので、逆に、追加でもらえるのですか。それはもうこれ込みで、この中でもうやれということなのですか。それだけ関連で。

○吉野税務課長

今回の改正につきましては、給付金だけではなくていわゆる事務的なものも含めて、10分の10、補助金が出ます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ご発言ないので、以上で本件を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成です。

○せりざわ委員長

それでは、これより第42号議案、専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

お諮り致します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前10時23分休憩

○午前11時00分再開

○せりざわ委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(2) 第41号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算

○せりざわ委員長

次に、(2)第41号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算を議題に供します。

説明に入る前に、所管委員会における審査の結果について、所管委員長より申し送りを受けておりますので、ご報告いたします。

第41号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算につきましては、先ほど、厚生、文教の両委員会で所管に係る審査を行い、いずれの委員会も全会一致で原案のとおり決定した旨、各委員長より申し送りを受けております。

以上が、所管委員会における審査の結果でございます。

当総務委員会では、各委員会の審査結果を踏まえて、総合審査を行います。

それでは、本件について、理事者よりご説明願います。

○加島財政課長

それでは、私から、第41号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算第1号についてご説明させていただきます。

個々の事業内容につきましては、所管の各委員会において審査をいただいておりますが、改めて全体を説明させていただき、審査をお願いするところでございます。

今回の補正予算案につきましては、昨年12月22日に閣議決定されました、物価高騰対策の一環として、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への定額減税補足給付金、非課税世帯等における子育て世帯への給付金、および非課税世帯等への給付金について、編成したものでございます。

それでは、補正予算書6ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

上段の表、歳入ですが、14款都支出金、歳出は、2款総務費から3款民生費まで、それぞれ31億6,811万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,068億2,411万4,000円とするものでございます。

それでは、12ページをご覧ください。歳出からご説明させていただきます。

2款総務費、3項徴税費、1目税務管理費は、21億2,405万1,000円を追加し、32億7,775万6,000円とするもので、1人当たり所得税3万円、住民税1万円の定額減税について、課税額から定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方への給付として、定額減税補足給付金を新規計上するものであります。以上によりまして、3項徴税費の計を32億7,775万6,000円とするものであります。

その下、次に、3款民生費、2項児童福祉費、4目子育て応援費は、7,435万7,000円を追加し、123億4,024万9,000円とするもので、今年度新たに住民税非課税となる世帯および新たに住民税均等割のみ課税となる世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対して、児童1人当たり5万円を給付するため、子育て世帯生活支援特別給付金を新規計上するものです。以上によりまして、2項児童福祉費の計を584億7,403万5,000円とするものであります。

その下、3項生活保護費、1目生活保護費は、9億6,970万6,000円を追加し、134億2,048万9,000円とするもので、本年度新たに住民税非課税となる世帯および新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するため、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金を新規計上するものです。

恐れ入ります、14ページをご覧ください。以上によりまして、3項生活保護費の計を134億2,048万9,000円とするものであります。

10ページにお戻りください。こちらは歳入でございます。

14款都支出金、2項都補助金、1目総務費補助金は、31億6,811万4,000円を追加し、32億576万6,000円とするもので、4節物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を新規計上するものであります。以上によりまして、都補助金の計を130億7,425万4,000円とするものであります。

私からの説明は以上でございます。ご審査のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

○吉野税務課長

それでは、第41号議案令和6年度品川区一般会計補正予算についての資料、令和6年度定額減税および定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）の支給についてをご覧ください。

こちらは、令和6年度税制改正大綱によりまして、所得税および個人住民税の定額減税の実施が決定されました。定額減税可能な税額を減税し切れない場合に、その減税し切れなかった額について給付金を支給するものであります。

最初に、項番1、定額減税について。令和6年度個人住民税所得割の額および令和6年度所得税につきましては、納税義務者本人と控除対象扶養親族の合計人数に対し、1人当たり、住民税で1万円、所得税で3万円を乗じた額を減税するものであります。

2、個人住民税の減税対象です。合計所得金額が1,805万円以下の方が対象となります。国外居住の扶養親族は減税対象外となります。

3、減税実施時期ですが、住民税および所得税ともに令和6年6月からの実施となります。

4、個人住民税の減税方法ですが、①特別徴収は、6月の給与天引きは行わず、減税適用後の額を7月から徴収してまいります。②普通徴収は、1期から、③年金特別徴収は、10月の支給から減税となります。

恐れ入りますが、次のページをご覧ください。星印です。

特別徴収、普通徴収、年金特別徴収の各税額の決定通知に関しましては、控除済額（減税額）、控除対象外額（減税しきれなかった額）を記載してお知らせする予定であります。

5、条例一部改正につきましては、先ほどご説明させていただきました。

次に、項番2、調整給付でございますが、住民税と所得税からそれぞれ減税し切れなかった場合に、その不足額について1万円単位で給付金として支給するものであります。事務処理基準日は、令和6年6月3日です。所得税につきましては、本来令和6年の所得税から減税し不足額を算定しますが、令和6年度の所得税が確定するのは令和7年となるため、令和5年の所得税を令和6年の所得税と読み替えて、給付対象の有無を判定いたします。なお、令和7年の確定申告により令和6年の所得税が確定しますので、税額を比較した上で、追加の給付が必要な場合には、不足給付として令和7年度に改めて給付いたします。

次に、項番3、調整給付に関する予算案でございますが、7月下旬に支給対象となる方への通知発送を予定しており、給付支援システムやコールセンターなど、事務処理委託等の事務費を含めて計上させていただきます。令和6年度の調整給付の対象者は5万3,000人を見込んでおりまして、給付金は約20億円を見積もっております。

次のページをご覧ください。最後に、項番4のスケジュールでございます。

4月1日付の品川区特別区税条例の一部改正を経まして、5月に定額減税を実施した状態で納税通知を発送いたします。6月初旬から調整給付の支給対象を抽出し、7月下旬から対象者となる方への通知を発送させていただきます。申請期限は10月31日、支出期限は11月30日を予定しております。また、令和7年4月頃、令和6年の所得税が確定次第、住民税更正額と併せて不足額の給付を行ってまいりますと考えております。

○崎村企画課長

それでは、私からは、4月23日、本日付の組織改正について、併せてご説明させていただきます。

お手元に参考で資料のほうをお配りさせていただいておりますので、ご覧ください。

ただいま、補正予算の説明がございました。今般の税制改正に関わる所得税および個人住民税の定額減税の実施に伴う調整給付金業務を円滑に執行するため、企画経営部税務課に、定額減税調整給付金担当課長および定額減税調整給付金担当を新設することいたしましたので、ご報告させていただきます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○須貝委員

住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金、子育て世帯生活支援特別給付金もそうなのかもしれませんが、新たに、中段のところに、令和6年6月3日時点で品川区に住民登録があり、新たに令

和6年度住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯のうち云々と書いてありますけれど、新たにということは、昨年も非課税世帯に、子どものほうは行っていないのかな、非課税世帯のほうにたしかいろいろ給付されていたと思うのですが、去年ももらった方もまた、今回も支給されるという考え方なのですか。それとももう新たにということですから、今年度、新たに対象になった方という意味合いなのでしょうか、教えてください。

○加島財政課長

ご質問いただきました、令和5年度にも非課税世帯のほうに計10万円の給付をさせていただきましたが、結論から申し上げますと、今回は対象外となります。令和6年度の住民税の決定をもって、新たに非課税となった方、新たに均等割のみ課税となった世帯に対して、今回10万円の給付を行うものでございます。

○須貝委員

これは一般の非課税世帯の方が、これから区からもいろいろチラシ等、案内が配布されると思うのですが、そのときに、何か誤解というのですか、きちんと明記していただければいいのですが、何で私の世帯、私がもらえないのということになり得ますよね。というのは、今まで、コンスタントとは言わないですけど、時々、国のほうからこういうふうな、非課税世帯に給付されているのですが、今回は新たにということが、非常に場合によっては住民の皆さん、区民の皆さんに、誤解なり、何か私たちは除外されているのかというようなことさえ、区のほうに苦情も来るのかなと今ちょっと思ったのですが、その辺はきちんと何か対応などは考えられているのでしょうか。

○加島財政課長

区民へのご案内というところについてですけれども、今回は対象が違うということで、こちらが区民の方に誤解ですとか負担を与えないように、生活福祉課それから子育て応援課のほうと協力いたしまして、広報ですとかホームページ等を用いて分かりやすい周知に努めてまいりたいと考えております。

○須貝委員

分かりました。

○せりざわ委員長

ほかにごございますか。

ほかにご発言ないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

○澤田委員

賛成です。

○塚本副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○石田（秀）委員

賛成です。

○せりざわ委員長

それでは、これより第41号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 委員長報告について

○せりざわ委員長

次に、予定表2、委員長報告についてを議題に供します。

ただいまの議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○せりざわ委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

以上で、委員長報告についてを終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。

○午前11時12分閉会